

産業医通信 Vol.1

働きかたつて



沢山あるよね

特集：産業医の歴史と変化

- 「産業医の歴史」
- 「メンタルヘルスに関する施策」
- 「精神障害などの労災補償状況」
- 「メンタルヘルスケアの段階」

特集：産業医の歴史と変化

はじめまして。産業医の林と申します。産業医は昭和38年に労働者の事故などの対策を目的としてつくられた資格であり、当時は【工場医】と呼ばれていました。時代の流れと共に、施策の変化から呼び名も変わり、また少しずつ役目も変化してきました。特にこの20年の間はメンタル不調の訴えが年々増加しており、その

対策が重視されているように感じます。事業所の規模にもよりますが、従業員が1000人を超える規模の企業の9割は、過去にメンタル不調で1ヶ月前後の休暇をとった職員がいるといった統計がでています。下記は産業医とメンタルヘルスに関する施策の歴史を非常に簡単にまとめたものですので、何か

のお役にたてれば幸いです。皆様と一緒により良い働きかたをつくって参りたいとおもいますので、ご意見、ご感想などございましたら是非、お聞かせくださいませ。今後とも、どうぞよろしくお願いいいたします。

記事の監修はこの先生！

林 泰弘 (はやし やすひろ)
 1992年～ 和歌山県立医科大学
 脳神経外科
 1996年～ 東京ほくと医療生協
 王子生協病院 一般外科
 2011年～ 医療法人社団 鉄祐会
 祐ホームクリニック院長
 2014年～ 非常勤勤務(内視鏡・化学療法・手術・訪問診療)・産業医
 2016年～ 合同会社ディーブ・フォレスト



趣味はギターとフィッシング☆釣った魚は自分でさばいて美味しい料理に大変身！

産業医の歴史

昭和38年
旧工場法の省令
【工場医】

昭和22年
労働基準法の省令
【医師である衛生管理者】

昭和47年
労働安全衛生法
【産業医】
(50人以上で選任)

平成8年
産業医学の研修受講が
選任要件

ここがポイント！

もともとは、
労働者の事故・
中毒・疫病対策で
始まった制度

メンタルヘルスに関する施策

平成11年
心理的負荷による
精神障害等に係る
業務上外の判断指針

平成18年
労働安全衛生法の改正
事業場における労働者の
心の健康保持増進のための
指針

平成21年
心理的負荷による
精神障害等に係る
業務上外の判断指針
(一部改正)

平成23年
心理的負荷による
精神障害の認定基準

平成27年
労働安全衛生法の改正
(ストレスチェック制度の
創設等)

ここがポイント！

過重労働に伴う
メンタル不調を
重視する方向に
変化

精神障害などの労災補償状況

	1998年	2007年	2013年
請求件数	42	952	1515
認定件数	4	268	472

メンタルヘルスケアの段階

- ① 未然予防(一次予防)
労働者自身のストレスへの
気づき及び対処の支援ならびに
職場環境の改善を通じて、
メンタルヘルス不調者を未然に
防止
- ② 早期発見と対応(二次予防)
メンタルヘルス不調者を
早期に発見し、適切な
対応を行う
- ③ 治療から早期復帰(三次予防)
メンタルヘルス不調者となった
労働者の職場復帰を支援する

ここがポイント！

産業医には新たな役目
が求められている

産業保健、はじめてものがたり

日本の産業保健のスタートは1911年公布、1916年施行されました工場法からとなります。

1894年の日清戦争、1904年の日露戦争と、当時の日本にとつ

て「殖産興業」は国防に位置する重要な政策でした。そのため、地方の子女が都市部の工場で働くことを推奨をしておりましたが、あまりに過酷な勤務体制に、

倒れる人が続出したことから、労働者保護をする為の法律を作った事が最初となります。



1972年、日本医師会会長の武見太郎氏が「工場医」を「産業医」として改名しました。

当時、まだまだ工場での就労者が多かったですが工場からサービス業の比重が増える中で、先見の明があったという事でしょう。

時代は高度経済成長期での戦後復興期を終え、今日の日本社会の基盤を創る時代に移っていました。

「モーレツ社員」や「24時間戦えますか？」といったフレーズがあふれ、日本社会全体に勢いがあった時代ですね。

一方で、ノイローゼといった精神疾患の方も問題になっており、産業医の役割が重視される時代になっていました。

今に比べると遥かに過酷な労働環境でしたが、一方で勢いのある若い社会の時代では、問題はあまり顕在化しないという事がわかります。



NEXT...



特集：産業医の選任義務と人数

法律特集

産業医を雇う為の基本

会社が労働者に対してもつ義務について